

## 第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

### 6.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び蓮田市によって策定されている公的な計画等のうち、本事業と関連のあるものは表6.1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮することとした事項は表6.1-2に示すとおりである。

表6.1-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称
埼玉県	埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-（平成29年度～平成33年度）（平成29年7月）
	第4次埼玉県国土利用計画（平成22年12月）
	第5次埼玉県土地利用基本計画（平成25年2月）
	埼玉県環境基本計画（平成29年3月）
	第2次埼玉県広域緑地計画（平成29年3月）
	埼玉県景観計画（平成19年8月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）（埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成27年3月）
	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）
	第3次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）（平成29年4月）
蓮田市	蓮田市第5次総合振興計画（平成30年3月）
	蓮田市都市計画マスタープラン（平成27年10月）
蓮田白岡衛生組合	一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）

表6.1-2(1) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>「埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-（平成29年度～平成33年度）」 （平成29年7月）</p>	<p>平成29年度からの5か年計画であり、3つの将来像と全体計画として11の宣言を挙げている。また、分野別施策及び地域の施策展開を挙げている。</p> <p><b>【3つの将来像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望と安心の埼玉</li> <li>・活躍と成長の埼玉</li> <li>・うるおいと誇りの埼玉</li> </ul> <p><b>【宣言と取組】</b>（本事業に係る項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアの活躍推進シニアが本人の意欲や希望に合わせ、貴重な「人財」としてその力を十分に発揮できるような社会の仕組みづくりを進める。まず、働く意欲があるシニアが働き続けられるよう、企業での環境づくりや就業支援を推進する。</li> <li>・稼ぐ力の向上国、大学、研究機関などとの連携による先端産業の創出を進めるなどの取組により、成長可能性の高い分野の産業を本県において育成・集積し、「稼ぐ力」を高める。</li> </ul> <p><b>【分野別施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな産業の育成と企業誘致の推進先端産業や今後成長が期待される産業の誘致、食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致、豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。</li> <li>・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> </ul>
<p>「第4次埼玉県国土利用計画」 （平成22年12月）</p>	<p>県内の国土利用に関して、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【県土利用の基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の有効利用</li> <li>・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用</li> <li>・安心・安全な県土利用</li> <li>・多様な主体の参画、計画的な県土利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。</li> </ul>

表6.1-2(2) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>「第5次埼玉県土地利用基本計画」 (平成25年2月)</p>	<p>計画区域及びその周辺地域は「圏央道地域」に属しており、関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【圏央道地域の土地利用の基本方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。</li> <li>・森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進める。</li> <li>・圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高める。</li> <li>・圏央道の沿線市町及び県が連携して圏央道IC周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。</li> <li>・計画区域内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。</li> </ul>
<p>「埼玉県環境基本計画」 (平成29年3月)</p>	<p>5つの長期的目標（Ⅰ～Ⅴ）と、20の施策展開の方向が示されている。</p> <p><b>【長期的目標】</b></p> <p><b>Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなエネルギー社会の構築</li> <li>・地球温暖化対策の総合的推進</li> <li>・ヒートアイランド対策の推進</li> </ul> <p><b>Ⅱ 限りある資源を大切にす循環型社会づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量化・循環利用の推進</li> <li>・廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・水循環の健全化と地盤環境の保全</li> </ul> <p><b>Ⅲ 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川の保全と再生</li> <li>・みどりの保全と再生</li> <li>・森林の整備と保全</li> <li>・生物多様性の保全</li> </ul> <p><b>Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の保全</li> <li>・公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止</li> <li>・化学物質・放射性物質対策の推進</li> <li>・身近な生活環境の保全</li> <li>・環境分野の災害への備えの推進</li> </ul> <p><b>Ⅴ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と経済発展の好循環の創出</li> <li>・環境と共生する地域づくりの推進</li> <li>・連携・協働による取組の拡大</li> <li>・環境を守り育てる人材育成</li> <li>・環境科学・技術の振興と国際協力の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。</li> <li>・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> <li>・工事中や供用後の車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。</li> </ul>

表6.1-2(3) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>「第2次埼玉県広域緑地計画」 (平成29年3月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」</li> </ul> <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</li> </ul> <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「緑の核（コア）」をいかす</li> <li>・ 「緑の拠点（エリア）」をつくる</li> <li>・ 「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ</li> </ul> <p>【新たな指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑を保全する</li> <li>・ 緑を創出する</li> <li>・ 緑を活用する</li> </ul> <p>【地形別の配慮事項（台地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点在する樹林地が適切に保全され、農地や市街地と調和した緑豊かな地域づくりが進められるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画区域内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・ 計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。</li> </ul>
<p>「埼玉県景観計画」 (平成19年8月)</p>	<p>県内の景観計画に関連して、以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。なお、計画区域及びその周辺は「山地・丘陵区域」に属している。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。</li> </ul> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</li> <li>・ 歴史と伝統が語られる景観づくり</li> <li>・ 身近な生活環境を良くする景観づくり</li> <li>・ 県民が主体となった景観づくり</li> <li>・ 地域間の交流を進める景観づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。</li> <li>・ 計画区域内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・ 建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、進出企業に対して働きかける。</li> </ul>
<p>「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」 (平成27年3月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。</p> <p>【削減目標】</p> <p>2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比21%削減する。</p> <p>【7つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素型で活力ある産業社会づくり</li> <li>・ 低炭素型ビジネススタイルへの転換</li> <li>・ 低炭素型ライフスタイルへの転換</li> <li>・ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換</li> <li>・ 低炭素で潤いのある田園都市づくり</li> <li>・ 豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO2吸収源対策）</li> <li>・ 低炭素社会への環境教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の吸収源対策として、計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。</li> <li>・ 進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。</li> <li>・ 進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> </ul>

表6.1-2(4) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」 (平成28年3月)</p>	<p>【廃棄物処理に関して目指す方向性】 『廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して』</p> <p>【目標値】 ○事業系一般廃棄物 ・平成32年度の年間最終処分量の目標値を平成25年度より10%削減した48万8千トンとする。 ○産業廃棄物 ・平成32年度の年間最終処分量の目標値を平成25年度より10%削減した17万5千トンとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。</li> <li>・ 進出企業の事業活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>
<p>「第3次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）」 (平成29年4月)</p>	<p>圏央道ICから概ね5kmの範囲内に位置する計画区域及びその周辺地域は、「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用され、以下の事項が示されている。</p> <p>【産業基盤づくりの基本的方針】 [計画的な土地利用] ・ 埼玉県の原風景でもある田園環境は、農業的土地利用と都市的土地利用との健全な調和を図る。</p> <p>[周辺環境との調和] ・ 埼玉県の豊かな田園環境は次世代に残すべき貴重な環境資産であることから、田園などの周辺環境と調和を図った産業基盤づくりを目指す。</p> <p>[乱開発の抑止] ・ 開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場、残土置き場などの乱開発を抑止するため、産業誘導地区を含む関係市町村と連携し、啓発活動や監視活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画区域内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。</li> </ul>
<p>「蓮田市第5次総合振興計画」 (平成30年3月)</p>	<p>【将来像】 『四季かおるつながり安心活きるまち』</p> <p>【工業系ゾーン】 交通利便性に優れているという立地条件を生かし、企業の誘致を促進するとともに雇用の創出を図ることで、地域の活力を高めるまちづくりを進めるとされている。</p> <p>○工業・流通業務系ゾーン ・ 東北自動車道蓮田サービスエリア周辺の工業団地は既存の環境を維持し、高虫地区の一部は産業団地整備を推進し、周辺環境に配慮した適正な土地利用を誘導する。</p> <p>○産業集積拠点 ・ 交通利便性に優れているという立地条件を生かし、新たな産業の集積を検討している。企業の誘致を促進するとともに雇用の創出を図り、地域の活力を高めるまちを目指している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。</li> <li>・ 計画区域内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・ 建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、進出企業に対して働きかける。</li> <li>・ 進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。</li> </ul>

表6.1-2(5) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>「蓮田市都市計画マスタープラン」 (平成27年10月)</p>	<p><b>【都市づくりの基本理念】</b> 『市民と行政の連帯による環境重視の都市づくり』</p> <p><b>【将来都市像】</b> 『優しさとやすらぎに満ちた永住環境都市・蓮田』</p> <p><b>【地域整備の方針】</b> 工業・流通業務系ゾーンの地域整備の方針としては、蓮田市の恵まれた高速自動車交通の利便性を活かして工場や流通業務施設の集積を目指す区域とし、高虫地区等を位置づけている。 高虫地区は、土地区画整理事業により都市基盤を整備し、工業・流通業務系施設の立地を促進している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。</li> <li>・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> <li>・工事中や供用後の車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。</li> </ul>
<p>「一般廃棄物処理基本計画」 (平成27年3月)</p>	<p>計画の基本目標である『持続可能な循環型社会の推進』に向けて、3R原則に基づくごみ処理を基本方針と定めている。</p> <p>(1) 住民・事業者・行政の役割分担による3Rの推進 (2) 循環型ごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業の運営 (3) 安全で環境への負荷が少ないごみの適正処理の推進</p> <p><b>【事業系ごみの減量化（リデュース）・リサイクルの推進】</b> 事業系ごみの排出抑制と資源化は、以下の施策体系に示す取り組みにより、効果的・総合的に推進するものとされている。</p> <p>(1) 事業所での排出管理・指導の徹底 (2) 事業系ごみの分別の徹底 (3) 搬入指導の強化と事業系ごみの中に含まれる紙類の分別の推進 (4) 食品リサイクルの推進 (5) 処理手数料の見直し (6) 事業者間の連携・協力の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業の事業活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>

## 6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

### 6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、計画区域及びその周辺地域（計画区域の周囲3km以内の地域のうち計画区域を除く範囲）における指定状況は表6.2-1に示すとおりである。

計画区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）、河川保全区域、地下水採取規制区域、農業振興地域、農用地区域、森林地域、地域森林計画対象民有林、景観計画区域（一般課題対応区域）に指定されている。

### 6.2.2 その他の配慮すべき地域

計画区域及びその周辺地域（計画区域の周囲3km以内の地域のうち計画区域を除く範囲）の法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布は、表6.2-2に示すとおりである。

表6.2-1 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	ラムサール条約	
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	
土地利用	都市区域	×	×	都市計画法	
	市街化区域	×	○		
	市街化調整区域	×	○		
	その他の用途地域	×	×		
	農業振興地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	農用地区域	○	○		
	森林地域	○	○	森林法	
	国有林	×	×		
地域森林計画対象民有林	○	○			
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物(国・県・市指定)		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	×	蓮田市文化財保護条例
			×	○	久喜市文化財保護条例
			×	○	伊奈町文化財保護条例
			×	○	桶川市文化財保護条例
			×	×	白岡市文化財保護条例
			×	×	上尾市文化財保護条例
			×	×	北本市文化財保護条例
			×	×	鴻巣市文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域(一般課題対応区域)	○	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域(特定課題対応区域)	×	○		
	景観計画区域(住民主体の景観形成推進区域)	×	×		

表6.2-2 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	計画区域及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	計画区域及びその周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画区域周辺には学校、病院、住居等が分布していることから、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	計画区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	計画区域及びその周辺地域には、農業用水路が分布するが、計画区域内は主に水田であり、良好な保水機能を有する地域ではない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等は行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	計画区域及びその周辺地域には分布しない。	×
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画区域及びその周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	計画区域及びその周辺地域には、動物、植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	×
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	計画区域及びその周辺地域には、動物、植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	×
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画区域周辺には寺社が立地しているため環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	計画区域周辺には元荒川、綾瀬川等が分布していることから環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画区域周辺には元荒川、綾瀬川等が分布していることから環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画区域及び周辺地域には、文化財が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法律等に準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制した計画とする。	○
	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響	計画区域及びその周辺には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×

注：○ 計画区域又は計画区域周辺が該当する

× 調査対象地域（計画区域及びその周辺）は該当しない

## 6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

### 6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

「蓮田市都市計画マスタープラン」（平成27年10月）では計画区域である高虫地区は、蓮田市の恵まれた高速自動車交通の利便性を活かして工場や流通業務施設の集積を目指す区域と位置づけられている。

計画区域は、都心から40km圏にあり、道路は一般国道122号、主要地方道さいたま栗橋線、主要地方道行田蓮田線、主要地方道さいたま菖蒲線等の広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されている。特に、本区域は、首都圏中央連絡自動車道の桶川加納インターチェンジから概ね2.5km、白岡菖蒲インターチェンジから3.5kmに位置しており、平成27年10月に埼玉県内全線で開通して以降、交通利便性は飛躍的に向上し、物流や製造の拠点地としての適性が高くなっている。

さらに、国土交通省は平成30年度から圏央道久喜白岡JCTから大栄JCTまでの4車線化（現在は2車線）に着手、令和6年度までの全線供用を目指すことを公表したことから企業立地ニーズは益々高まると期待されている。

### 6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画区域は前項で示したように、広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されており、交通利便性は飛躍的に向上し、物流や製造の拠点地としての適性が高い地域である。

「蓮田市都市計画マスタープラン」（平成27年10月）では、蓮田市の恵まれた高速自動車交通の利便性を活かして工場や流通業務施設の集積を目指す地域とされており、土地区画整理事業により都市基盤を整備し、工業・流通業務系施設の立地を促進することから変更は困難である。

## 6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表6.2-1及び表6.2-2に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表6.4-1に示すとおりである。

表6.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の周辺には学校、病院、住居等が近接しているため、これら配慮が特に必要な施設への影響の回避又は低減に努める。</li> </ul>	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、計画区域内に公園及び緩衝緑地を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査により保全すべき種の生息・生育環境が確認され、当該種の生息・生育環境が計画区域内にある場合は影響の回避、低減又は代償に努める。</li> </ul>	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	人と自然との豊かなふれあいの確保等を目的として、計画区域内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域内の植栽や道路等の公共施設の色彩等について、周辺景観との調和に努めていく。</li> <li>進出企業には、周辺景観の調和のため、積極的な緑化と計画建築物の色彩の調和を促す。</li> </ul>	
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、計画区域内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。</li> <li>進出企業には、温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として、積極的な緑化を促す。</li> </ul>	

本書に掲載した地図は、以下のとおりである。

5万分の1、2万5千分の1、1万5千分の1、1万分の1の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 令元情複、第719号）

なお、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

空中写真は、国土地理院撮影の空中写真（2015年撮影）である。